

山梨県警察航空隊の運営に関する訓令

平成元年12月25日

本部訓令第22号

〔沿革〕 平成4年7月本部訓令第12号 平成5年4月本部訓令第9号
平成6年10月本部訓令第19号 平成16年5月本部訓令第11号
平成16年10月本部訓令第13号 平成17年10月本部訓令第17号
平成19年3月本部訓令第3号

山梨県警察航空隊の運営に関する訓令(昭和58年山梨県警察本部訓令第5号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察の組織等に関する規則(昭和42年山梨県公安委員会規則第1号)第38条に基づき、航空隊の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 航空隊の運営については、山梨県警察航空基地の管理に関する訓令(昭和58年山梨県警察本部訓令第3号)、山梨県警察航空機の運用等に関する訓令(昭和58年山梨県警察本部訓令第4号。以下「航空機運用訓令」という。)及び山梨県地域警察の運営に関する訓令(平成元年山梨県警察本部訓令第18号)に定めるほか、この訓令の定めるところによる。

(運用の基本)

第3条 航空隊は、警察用航空機(以下「航空機」という。)の運用に当たっては、地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第2条の任務を達成するため、常に、規則第4条に定める他の活動単位との相互連携を図るとともに、その特性を活用して、管内の治安情勢に即した活動を効率的に推進するよう努めるものとする。

(航空隊運営上の留意事項)

第4条 地域課長は、航空隊の運営に関する事務の推進に当たっては、関係所属長及び関係機関との連絡を保ち、管内の治安情勢、警察諸活動の実態等を把握して、その活動に反映を図る等効率的な運営に配慮しなければならない。

2 航空隊長は、航空関係機関と緊密に連携を保ち、航空機の整備状態、操縦士及び整備士の技能、飛行計画、気象状況等を的確に把握し、航空業務の安全かつ効率的推進に努めなければならない。

(活動基地及び活動区域)

第5条 航空隊の活動基地は、西八代郡市川三郷町黒沢5375番地に設置する山梨県警察航空基地

(以下「航空基地」という。)とする。

2 航空隊の活動区域は、県内全域とする。

(編成)

第6条 航空隊の編成は、別表第1のとおりとする。

(業務)

第7条 航空隊の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 航空管理

ア 航空機の運航計画及び調整に関すること。

イ 使用(搭乗)承認申請受理に関すること。

ウ その他航空管理に関すること。

(2) 安全管理

ア 航空事故防止計画の策定に関すること。

イ 運航の安全に関する情報収集整理に関すること。

ウ 運航の安全に関する教養訓練に関すること。

エ 航空従事者の健康管理に関すること。

オ 防火管理に関すること。

(3) 飛行管理

ア 航空機の運航に関すること。

イ 飛行計画の作成に関すること。

ウ 飛行記録の整理及び保管に関すること。

エ 訓練教養(飛行関係)に関すること。

オ 飛行安全に関すること。

カ 航空隊の庶務渉外に関すること。

キ 通信業務に関すること。

(4) 整備

ア 航空機の点検整備に関すること。

イ 地上支援資器材、工具等の保守管理に関すること。

ウ 整理記録の整理及び保管に関すること。

- エ 航空燃料及び油脂の取扱いに関すること。
- オ 飛行及び地上安全に関すること。
- カ 訓練教養（整備関係）に関すること。
- キ 車両の運用管理に関すること。
- ク 航空隊関係の予算に関すること。

第2章 運営

（勤務制）

第8条 航空隊員（以下「隊員」という。）の勤務は、山梨県警察職員の勤務時間に関する訓令（昭和36年山梨県警察本部訓令第41号）によるものとする。

（航空隊の活動）

第9条 航空隊の活動は、通常基本勤務を通じた活動、特別な活動及び地域警察活動以外の活動とする。

（通常基本勤務を通じた活動）

第10条 通常基本勤務を通じた活動とは、航空機警ら及び待機を通じて行う活動をいう。

2 航空機警らは、原則として、二人以上の地域警察官等（操縦士を含む。）が搭乗してこれを行うものとする。

3 航空機警らは、航空機の活動を必要とする警察事象の発生に即応できる体制の下に別表第2の「警ら区域」に定める警ら区域を巡航することにより、地域の実態を掌握して、その実態に即した次の活動を行うものとする。

(1) 地形、地物、地理、交通の状況、公害の発生状況その他の地域実態のうち、一つの事項の把握を主たる目的とした飛行活動

(2) 防犯、交通、災害の予防等の広報を主たる目的とした飛行活動

(3) 地形、地物、地理、交通の状況その他の地域の実態を掌握するための飛行活動

(4) 隊員の訓練のための飛行活動

4 航空機勤務における待機は、通常、航空基地において、緊急な事態が発生した場合に直ちに出勤できる体制を保持しながら、航空機、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成、整理等に当たるものとする。

5 航空機の整備士は、操縦士と緊密な連携を保ちつつ、通常時、航空機の整備及び書類の作成、整理等に当たるものとする。

（特別な活動）

第 1 1 条 特別な活動とは、規則第 5 条第 2 項に定める特別な活動として、おおむね次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 緊急配備のために活動すること。
- (2) 山岳遭難救助、水難救助、急病人の搬送その他人命の救助又は捜索のために活動すること。
- (3) 事件、事故等の事案が発生した場合に、被疑者の発見、事故の状況の把握のために活動すること。
- (4) 特定の施設等の警戒警備のために活動すること。
- (5) その他航空機警ら又は待機を通じた活動によっては、地域警察の任務を達成することが困難な場合において、必要と認められる特別な活動を行うこと。

2 前項の特別な活動に従事する場合の命令又は承認は、地域課長が自ら、又は通信指令官を通じて行うものとする。

(地域警察活動以外の活動)

第 1 2 条 地域警察活動以外の活動とは、航空機を地域課長以外の部課長等の指揮監督の下に運用する場合であって、おおむね次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 大規模な災害警備
- (2) 警衛、警護及び警備実施
- (3) 事件、事故等に対応するため警察職員等の搬送
- (4) 地域課以外の部課での航空機の使用が適当と認められる活動
- (5) 山梨県等の業務を支援するための活動
- (6) 他都道府県警察応援派遣

(航空機警らの重点)

第 1 3 条 地域課長は、航空機警らによる実態掌握に当たっては、次の各号について具体的に重点を明示して実施させるものとする。

- (1) 交通の状況及びその異常の有無
 - ア 主要幹線道路の交通の状況及び信号機等の異常の有無
 - イ 高速道路の渋滞状況及び事故の有無
 - ウ 鉄道施設及び鉄道線路の異常の有無
- (2) 発電所、主要変電所、都市ガスの基地、貯水池その他主要防護施設の実態と異常の有無
- (3) 大規模公園、観光地その他人の多数集まる場所及びその付近の交通の状況並びに異常の有無
- (4) 河川、湖沼、山林等における公害関係の実態

- (5) 災害危険箇所の実態と異常の有無
- (6) 警察施設の位置
- (7) その他警察対象の位置、付近の状況、周辺の車両、その他の状況

(勤務計画)

第14条 航空隊の勤務計画は、航空機運用訓令第5条に定める年航空業務計画のうち年間運航計画、月別運航計画及び航空隊週間予定表によるものとする。

2 航空隊長は、年間運航計画を12月20日までに、月別運航計画を前月の25日までに、航空隊週間予定表を前週の金曜日までにそれぞれ作成するものとする。

(業務日誌等)

第15条 隊員は、勤務日における勤務及び事件事故の取扱い等の活動状況その他所用事項を、別記様式第1号の業務日誌に記録しておかなければならない。

2 航空機警らのため航空機に搭乗した地域警察官は、その都度、収集した各種情報を業務日誌により地域課長に報告するものとする。

3 地域課長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告の内容が、他所属の参考となると認めるときは、関係所属に通報するものとする。

(搭乗者の確認)

第16条 航空隊長は、航空機運用訓令第15条及び第22条に基づく航空機使用(搭乗)承認書の「搭乗者」欄に記載された者以外の者を搭乗させてはならない。ただし、緊急を要する場合は、身分を確認してから搭乗させることができる。

第3章 教養訓練

(教養訓練)

第17条 地域課長は、航空機警らを効率的に推進するため、隊員に対して計画的な教養訓練を行うものとする。

2 航空隊長は、航空隊の活動を効率的に遂行し、かつ、隊員の安全を確保するため定期的に操縦士及び整備士として必要な教養訓練を行うものとする。

3 隊員は、他の警察職員に航空機の性能、諸元、運用の方法等航空機活用の基本となる事項を周知させるように努めるものとする。

第4章 管理

(基地防護)

第18条 航空基地において火災、震災その他の災害から航空基地及び航空機を防護するために必要

な計画は、別表第3のとおりとする。

(航空救難活動)

第19条 航空事故又は異常事態が発生した場合の航空救難活動要領は、別表第4のとおりとする

(報告)

第20条 地域課長は、毎月、航空機の運航状況及び整備状況を本部長に報告するものとする。

第5章 補則

(実施規定)

第21条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則(平成4年7月27日本部訓令第12号抄)

1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年10月14日本部訓令第19号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成16年5月25日本部訓令第11号)

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成16年10月12日本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月1日本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月13日本部訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表及び様式 略